

## 第4回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会議事録

- 日時 令和2年12月2日（水）18：00～20：00
- 場所 多摩市役所 301・302会議室
- 出席者 松下委員（委員長）、小田川委員、吉永委員、池田委員、権藤委員、  
原田委員、石井委員、榊委員、立山委員、中村委員、奈和良委員、  
元井委員、高木委員、吉田委員
- 欠席者 木下委員（副委員長）、佐々木委員

### 1 開会

- 【委員長】** 第4回子ども・若者総合支援条例検討委員会を始めさせていただきます。  
本日の獲得目標は、第1に本条例が目指す内容及び対象となる子ども・若者の範囲について共通理解を得ること。  
第2に、その共通理解に基づき、条例を構成する要素で不足している部分について協議を行うことを獲得目標にします。  
それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

- 【事務局】** （資料説明）  
なお、本日、木下副委員長と佐々木委員が欠席となります。  
事務局からは以上です。

- 【委員長】** 条例を検討する上での素材として、資料4-1など、委員から出た意見を参考にしたいと思いますが、その前に市からの回答について何か確認したいことはありますか。  
資料4-1に載っていないものでも良いので何か質問はありませんか。

- 【委員】** 資料から、多摩市が様々な活動をされていることを確認できました。一方で、取組みの効果や、実施回数、参加者数などの部分がこの回答からは見えませんでした。もう少し深掘りした方が良いのではと思う項目もいくつかありました。

【委員長】 達成度や水準ですね。事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 もう少し深掘りした方が良いという項目があれば、委員からご指摘いただき、その回答については、後日、また別途メール等で対応させていただきます。

【委員長】 深掘りした方がよい項目があれば、年内までに委員から質問・意見をもらい、対応することにしましょう。  
他はいかがですか。

【委員】 質問項目28番は、重要な御指摘だと思います。質問では、福祉職で働く方々が守られているかという観点で質問をされていますが、その観点の回答としては少し弱い印象を受けました。

貧困問題に関連したお仕事をされている方は、一般的に民間団体に多く、行政から委託され、働いていることが多いと思いますが、仕事の性質的にフレキシブルに動かなければならず、実際には、勤務時間外にも働いている印象を持っています。多摩市の実態はよく存じ上げませんが、一般的にはこういった状況になっていると思われます。

新型コロナウイルス感染症の影響で相談窓口も疲弊し、人材募集をしても集まらないなどの声も聞きます。いかに福祉職の方が人権を守られながら、あるいは心身を守られながら仕事できるかということは非常に重要だと思います。

国が設定している施策の中では、人件費を少なく見積もられているため、こういった状況が生じているのだと思います。基礎自治体、あるいは都道府県単位で人件費を補填するといった施策がないと、解決しないように思います。他自治体ではそういった条例があるのでしょうか。

【委員長】 現在、策定中です。5月、6月頃にできると思います。

【委員】 その条例ができれば、多摩市でも、何かしら対応できるのではないのでしょうか。

【委員長】 参考にはなると思います。すぐに実現できるかどうかは別ですが、委員の皆さんからの意見は検討すべき論点であり、力を入れてやっていくべきことだと思いますので、引き続き、ご意見を寄せていただいて、検討を進めていきましょう。

## 2 本条例が目指す内容および子ども・若者の範囲について

【委員長】 では、次に進みたいと思います。次第2について、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局】 (資料説明)  
事務局からの説明は以上となります。

【委員長】 以上の説明に対し、意見や質問などはありますか。

【委員】 私はこの条例をつくるという前提から参加しているため、まずは、条例をつくることに至った、最初のきっかけとなった課題などを教えてもらった上で、発言したいと思います。

【委員長】 条例制定の最初のきっかけとなった課題と私の課題認識は異なるかもしれませんが、若者の選挙の投票率の低さ、求職しても就職できない20～30代、地域活動への参加意欲の低さ、また、未婚率が増加傾向にあることには、意識の変化や社会構造の変化による課題があると感じています。

以前は、地域にお節介をしてくれるおじさんやおばさんがいて、子どもや若者が、人との付き合い方を身に着けたり、結婚などをサポートしてもらいながら大人になっていくという機能がありましたが、時代の変化とともにその機能が弱まり、代わりに行政や企業がその役割を担う必要性が出てきました。その問題意識から、子どもと若者を切れ目なく支援して、大人にしてい

くための政策を打っていくべきだと思い、本条例の主旨に共感しています。

**【委員】** 確認ですが、若者の意識・生活に関する調査は15歳から39歳の年齢、700人を対象に調査したということですね。  
n = 64の表記は、700人の内、回答が64人ということですか。

**【事務局】** 第1回目に配布した多摩市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書4ページに調査の概略を記載しています。

若者の意識・生活に関する調査では、標本数が2,340人で、そのうちアンケート回答数が700人でした。つまり、回答した700人のうち64人が「家から出ない・他者と交流をとらなくなった」と回答しているということです。

**【委員長】** 700人のうち64人、約1割弱が他人と交流を取らなくなったということですね。多いですね。

**【委員】** 若者の課題や、若者を取り巻く環境の変化は理解できました。子どもを対象に入れているのは、若者の課題に繋がるからという理由かもしれませんが、そのようなことであれば、子どもは入れずに若者だけにスポットを当ててもよいのではと思いました。

**【委員】** 若者だけを対象としたほうが良いと思う理由についてもう少し詳しく教えてください。

**【委員】** 子どもを対象に入れることで、対象範囲が広がりすぎてしまうと思いました。課題解決型の条例を目指すのであれば、より課題を意識した年齢層などにターゲットを絞る必要がありますが、年齢対象が広いと、条例の内容がぼやけてしまうと思います。

**【委員長】** この条例は理念条例なので、基本的な考え方を示すことが中心となり、どうしても抽象的な内容になります。

例えば、0歳から30歳までを対象に問題が提起され、条例によって方向性が示されたあとに、5年、10年かけて具体的施策を講じていくといったものです。対象となる年齢の幅が広すぎる故に、条例をつくる難しさは確かにありますが、全体を捉えて方向性を示したほうが良いと思います。

**【委員】** 切れ目のないという考え方は素敵だと思うので、反対するつもりはないのですが、課題を見ていくと、ストライクゾーンは別のところにあるのではないかと感じました。

**【委員】** 経済的自立や若者のひきこもりへの支援を本条例に含めるのであれば、小学校や中学校の不登校生徒も予備軍になる可能性はありますが、子どもに対しての支援と社会人になっている若者に対しての支援は異なるため、一くくりににはできないと思います。

**【委員長】** 支援には、個々の問題に対応する支援のほか、その問題を予防するような制度や社会のしくみをつくるという支援もあり、そういった意味で幅が広いです。検討委員会の中で、個々のしくみまでは作れませんが、その発端となる条例はつくれると思います。

**【委員】** ターゲットを絞ることについて、お二人の委員から意見が出ているので、どのようにターゲットを絞るとよいと考えているのかについて、委員会で共有した方が良いと思います。

**【委員】** 当初の認識では、この条例は、健康な人も対象に含めて幅広くつくるものだとして理解していましたが、話し合っているうちに、不登校や社会参加ができない方にフォーカスが当たってきました。その方たちもターゲットに含んでいるということなのか、その方たちをメインのターゲットにするということなのかによって、考えるポイントが変わると思います。さらに、対象年齢を子どもまで含めると、この条例が誰を幸せにするものなのかが分かりづらくなると感じました。そのため、条例をつくることを決める際に、どういった

課題や検討の方向性が出たのか知りたいと発言しました。

**【委員】** 目的に「困難を抱える子ども・若者に対する」という文があることで、全ての子ども・若者とは言うものの、結局は困難を抱えている方がターゲットになるのではと感じます。どこにフォーカスしていくかで随分内容が変わってくると思います。

**【委員】** これまで私たちが経験してきた時代とは変わってきており、一くくりに、前はこうだったけど、今は違うという言い方はできないと思っています。例えば、最近はマッチングアプリを活用し、パートナーを見つけて結婚することも一般的になってきた時代なので、必ずしも仲介のおじさん、お婆さんがいたから昔はよかったということではなくなったと実感しています。時代が変化している事を私たちが理解した上で、考えなければ、私たち世代の考え方に偏った内容が条例に入ってしまうのではないのでしょうか。

**【委員長】** その通りだと思います。マッチングアプリに関わらず、現代では、個人の自己責任が非常に強くなっていて、プレッシャーが大きくなってきていると感じます。決して、昔が良かったと言っているわけではなく、現代に合わせた制度がないので、時代に合った制度をつくれるようリードしていくことがこの条例策定の意味だと思います。

**【委員】** 支援のイメージや大人のイメージ、皆それぞれ異なるイメージを持っているのではないのでしょうか。

時代が大きく変化している中で、多摩市の条例をつくろうとした時に、どんな施策が重要なのか具体的に共通認識を持っておく方が良いと思います。子ども・若者に関する施策検討懇談会でもユースリーダーをつくるためのプログラムがドイツの教育基盤にあることなどを例示した上で、そういった施策を目指した方が良いのではないかという意見も出ていました。

**【委員】** 大人という言葉が資料4-2の2ページに使われていますが、この資料を見た

ときに、人格的自立は10代で行われ、経済的自立や社会的自立が20代、30代中心に行われると読み取れてしまいます。人格的自立という言葉にどの程度の意味が含まれているのかは分かりませんが、人は生涯、発達するという考え方もあるので、どの時期に何が必ずなければならないということはないと思います。

また、自立を人格、経済、社会に分けることに対しても議論が必要ではないでしょうか。必ずしも経済的自立が自立を指すのではなく、誰かに助けると言えることが自立だという考え方もあると思います。

**【委員】** 私も、自立の定義に詳しくなかったのですが、インターネットで調べたところ、全部で7つくらいの区分が出てきました。なので、なぜこの3つの自立のみが取り上げられているのか疑問に思いました。

また、社会的自立の部分では、20代から30代で地域参加、行政参加、政治参加、選挙と、どこからの目線でここに書かれているのかが分からないため、この定義がこれで正しいかは判断できません。

**【委員長】** 最後の「目線」とはどういう意味ですか。

**【委員】** 資料4-2は、こういった目的で作られた資料なのではないでしょうか。委員に対し、このイメージで進めるという方向性を示す意図で作成されたものですか。

**【委員長】** この資料は、条例の目的に関する資料です。私は、自立的な市民というのは自分や他者に対して配慮ができる人だと考えています。そういった人が多摩市に増えれば、他者に手を差し伸べ、意見を聞けるまちになるだろうと思います。したがって、条例が目指す目標は、自ら考え、判断し、行動し、他者に配慮できる責任を持つ人を育てることであると考え、その観点から、他にも自立の種類はあるかもしれませんが、この3つの自立を大事なポイントとして示しました。

**【委員】** この資料の出典元はどこですか。

【委員長】 3つの自立の定義については、私の著書からです。

【委員】 私も、この資料に違和感があります。現場で支援している若者に、経済的自立を目指そうという話をすると、その方を追い詰めてしまうことがあります。その人の環境や、都合、人生への思いがあるので、その人の自立の在り方があってしかるべきだと思いますし、その目標をどのように表現するのかという話にもつながります。障害年金を受給しながら、あるいは親御さんの援助を受けながら、自ら週に1日、2日働き、生活費に充てることも自立だと思います。また、仕事ができなくとも、ボランティアとして社会参加し、親御さんの支援を受けながら生活をしていくことも1つの自立であると思うので、困難を抱える方がこの資料を見ると、とても高い壁をイメージしてしまうのではないのでしょうか。自分にとっての自立とはなにかを考え、その自立へと促すような条例が出来れば良いと思います。

【委員長】 もともと、自立は人それぞれなので、その通りだと思います。

【委員】 データに基づく考え方も重要だと思います。例えば、2007年頃にアメリカが行った調査では、「困っている見知らぬ人を助けたことがあるか」39か国に質問したところ、困った人を助けるべきだと回答した割合が日本は最下位だったという結果があります。

【委員長】 助けるべきとはどういう意味なのでしょう。

【委員】 困窮している人を助けるか、「社会的援助の比率」を示したものになります。その他に、2014年に「世界寄付指数」を調査したところ、「見知らぬ人を助ける」指数が日本は135か国中、下から2番目でした。こういった具体的なデータを有効活用すべきではないのでしょうか。

多摩市においても、地域活動の参加率が低いですが、地域活動の参加率の底上げをすぐに目指すよりも、困っている人を助ける人になることを目指す



条例の方が、数値も取りやすく、分かりやすく、子どもの権利条約にもつながるのではないのでしょうか。

**【委員】**       子どもの権利はもともと基本的人権なので、人格的自立の10代に子どもの権利と書いていますが、20代、30代にも通底してあるものです。そのため、年代ごとに区切ることに違和感がありました。

**【委員長】**     若者の権利も必要だと思っています。若者の権利は子どもの権利とは少し質が違うものだと考えています。  
女性の権利と同様に、もともと同じ人間として権利を持つてはいますが、あえて権利として明示する必要があります。

**【委員】**       子どもの頃から権利を認めてもらい、自己肯定感を上げるような、基本的なメンタルが身につけていないと、成長したときに、突然権利があると言われても、行使することに躊躇すると思います。その年代に特有なものがあるにせよ、子どもの頃からずっと培っていくものや、幾つになっても大事にしなければいけないものというのはやっぱりあると思います。

**【委員長】**     若者だけをターゲットにしてしまうと、その部分が繋がらなくなってしまふということですね。

**【委員】**       資料4-2の大人という表現に違和感があります。自立していなければ大人ではないのでしょうか。基本的に、成人したら大人ではないのでしょうか。

**【委員長】**     ここで示している大人は、年齢によって到達するものではなく、理想の大人像・市民像を指しています。それを目指す上で、ここに挙げた自立形成が必要ではないかということです。表現が分かりにくいですか。

**【委員】**       条例なので分かりやすく表現すべきだと思います。

【委員】 大人像について、議論した方が良いのではないのでしょうか。単純に大人という表現では分かりづらい部分が出てきてしまうと思います。

【委員】 資料4-2で初めて大人という表現が出てきました。だからこそ、違和感を持ちました。若者でなければ、大人ということですか。

【委員】 資料4-2では、「子どもから若者まで、大人になるまで切れ目なく」と書かれていますが、この若者は大人になっていないということでしょうか。

【事務局】 資料4-2については、大人という言葉について明確な定義をしているわけではなく、子ども・若者が徐々に成長していく過程の表現として記載しています。

【委員長】 ターゲットとする年代をどこに設定するか、ここで大筋の合意を取りたいと思います。政策目的によって対象となる年齢は決まりますが、20代、30代になっても様々な課題があり、個人差も大きいことから、一概に35歳など特定の年齢を区切りとすることは難しく、おおむね30代までとすることに合意できたらと思います。この考えについて異議はありますか。

【委員】 データを見ると、30歳以上で課題を抱えている方が一定数いるので、確かに年齢の上限をあまり下げない方が良いと思いました。

【委員】 おおむね30代という表現は曖昧だと思います。通常、「おおむね30歳」など、「おおむね」の後はもう少し具体的な数値で表すものではないでしょうか。

【委員長】 表現については、最後に決めましょう。

【委員】 分かりました。

### 3 これまでの意見の整理とさらに盛り込むべき要素について

【委員長】 では、次第3について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料説明)

以上となります。

【委員長】 前回の会議では、子どもについて多くの意見がありました。一方、若者については、意見が少なかったため、今回は若者についての意見を出していただきたいと思います。

でははじめに、若ナビαの相談窓口での主な相談内容など、若者の現状について教えてください。

【委員】 東京都の若ナビαは18歳から34歳までを対象としており、非行に関しては中学卒業年次の16歳からを対象としています。年齢により、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育相談センター、教育相談所の支援が切れてしまうため、18歳から34歳の若者を対象とした相談窓口を東京都が設置しています。中には、ご家族からの相談もあります。

また、相談内容は、世代ごとに異なりますが、「今まで相談していた相談先の対象年齢から外れ、相談ができなくなってしまった。」、「就職したものの、人間関係がうまくいかない。評価されない。パワハラを受けている。」、あるいは、「進学した先の授業についていけない。友人がつかれない。何をすれば良いのか分からない。自分には何が出来るか分からない。」と様々な理由で悩み、不登校やひきこもりになるケースが多いです。若ナビαではご本人のモチベーションや心境に応じて、段階的な支援を行っています。

そもそも、相談者は自己肯定感が非常に低く、失敗をせずに成長した若者が多いので、未経験なことに対して異常なほど不安感を持つ傾向にあります。そういった面では、安心して失敗できる場所があることが重要と感じています。

また、ご家族からは、ひきこもり、ニートが原因で家族関係が悪化してしまい、どのように親が子どもに対応すれば良いのか教えてほしいという相談

が多く、本人を連れてくることが出来ないため、ご家族を通して子どもへ支援を行っています。

つまりくタイミングというのは、さまざまなライフイベントのタイミングで起こります。つまりいた時に信頼できる大人に相談できれば良いですが、その機会を得られなかった方が、若ナビαの相談に多く来ています。

**【委員長】** 自己肯定感の低さは、非常に感じます。少しでも自信を持つと変わると思っています。

**【委員】** そうですね。「今までずっと1人で頑張ってきたんだね。」と言葉をかけながら支援すると、少しずつ自信を持ち始めます。

**【委員】** 確認ですが、この条例は都がつくるわけでも国がつくるわけでもなく、多摩市が独自で策定するものなので、この条例を策定する上での市としての具体的な目標はありますか。例えば、子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書157ページの「多摩市に住み続けたいと思うか」のアンケートでは「思う」、「少し思う」の合計が40%ですが、5年後にはより高い数値を目指すなど、少しでも具体的な目標を設定した方が良いのではないのでしょうか。

**【事務局】** 具体的な目標は設定していません。しかし、今御意見のあった目標などは条例制定後の成果指標として、1つの目安になると思います。

**【委員長】** いくつか目安を設定してみても良いかもしれません。

**【委員】** そう思います。今発言した、この回答はひとり親世帯の中・高生世代の回答なので、他のアンケート結果も確認した方が良いと思います。

あともう一点、地域活動への参加の有無について、年代別にデータをまとめていますが、その中でも既婚者・未婚者の方がどのように回答しているかを掘り下げて見ることも必要ではないかと思えます。私の運営している保育

園では保護者支援を定期的に行っているのですが、専業主婦となり、社会参加をする機会がない方は情報を得る機会が少ないと感じています。おそらく、周辺の関係性の中だけで物事を判断していかなければならない状況にあるのだと思います。保護者支援を含め、研修できる場や、ユースセンターなど一連のサービスが受けられる機会や場があると子ども・若者に対し一体的な支援ができるのではないのでしょうか。

**【委員長】** 社会参加はしたいけれど、関わり方が分からない方にとって、きっかけをつくるということは大事なポイントだと思います。  
他はいかがでしょうか。

**【委員】** 子ども、若者が地域活動に参加する以前に、その両親が参加していないと若い世代も参加しないように感じます。先程の御意見のとおり、保護者を含めた支援が子ども・若者への一体的な支援になると思えました。  
しかし、対象年齢が幅広く条例としてまとめていくのは難しいと思いますので、権利など核となるキーワードをつなげていくと良いと思います。

**【委員】** 地域行事などに参加する子どもは親も積極的に参加させる傾向にあるので良いのですが、問題はそこに接点を持たない子どもではないかと思います。

**【委員】** 幼稚園では、子どもの発達や性格についての相談はありますが、保護者自身の相談を受けることはあまりがなく、家庭について深い部分まではさらしたくない人が多いのではないかと思います。子どもはどんな環境であっても自分で楽しいことを見つけられることが多いので、もし子どもたちへの支援が必要であるならば、母親や父親の世代への支援も必要だと思います。

**【委員長】** 選挙の投票率を見ると、高校生までの投票率は高いですが、20代になると急に下がってしまいます。この点に関して、どのように思いますか。

**【委員】** 成年年齢の引下げがあってから、高校では選挙に関心を持ってもらうよう、

土日には部活動よりも選挙を優先してほしいと働きかけています。こういった働きかけが数値に影響している可能性はあります。

一方、19歳、20歳で急に下がっていくのは、選挙に行くことが根づいていないか、選挙に魅力がないという理由ではないかと思います。若い世代の方の投票がこれからの政治の基盤になると思うので、選挙の投票に向けた働きかけなどの支援が充実できると良いと思っています。

**【委員長】** 大学がもう少し働きかけた方が良いのではということですか。

**【委員】** そういった意味ではないです。子ども・若者が、必要なことを理解し、判断や行動ができる人になってくれたらよいと思います。

**【委員】** 先程のニーズ調査報告書の話について、ひとり親世帯の中・高生世代の中では多摩市に住み続けたくないという理由に「多摩市に愛着を持っていないから」と回答した人が46.7%でしたが、111ページの中・高生世代の結果を見ると、同様の質問に対し、「多摩市に愛着を持っていないから」と回答した人が20.9%でした。この回答の差は大きいと思います。若者に多摩市に住み続けてもらい、将来、市の発展に貢献していく人材に育てていくには、ひとり親世帯の子どもたちにも多摩市に愛着を持って住み続けたい気持ちを持たせることが重要だと思います。

**【委員】** 選挙に関連しましては、小学校6年生対象に「主権者教育」の出前授業が実施されており、その中で模擬選挙も行っています。仮の立候補者の演説を聞いた後に、実際に本物の投票箱を使って児童が投票し、決めてもらいます。

また、来年から東京都で実施している「児童・生徒の学力向上を図るための調査」方法が変更になり、例えば「将来役に立つような仕事に就きたいですか」というような設問中心のアンケート調査となるようです。今まで集計した本市のデータ等も含め、今後、活用させていただけると良いと思います。

**【委員】** 大学に入学したことをきっかけに引っ越しする学生や住居を転々と移動し

やすい若者は、住んでいる自治体の行政に関わっていきたいという思いを持ちにくい世代なのかもしれません。なので、参画機会を作って、住み続けたいと思う人を増やすという目標を掲げることは良いことだと思います。

【委員】 条例の中に、自立の多様性を認める、多様な人がいることを認めるといった要素が含まれると良いと思います。

【委員】 私は、大学の授業で居住福祉という科目を担当したときに、選挙は、候補者が居住福祉についてどのように考えているのかという観点を持って投票すると、まちがより良くなるかもしれないと生徒に話をしています。

コミュニティ・オーガナイズングという考え方を学ばせる授業では、持続可能な社会をつくるために自分たちがどのように関わるべきか、何が必要なのかなど様々な課題について学生に突き詰めて考えてもらおうと、最終的には、市民一人一人がそれぞれの思いを共有してつながること以外に物事は変わりようがないという結論に至ります。

地域への愛着という視点は重要な観点だと思いますが、多摩市の中でどんな人と関わり、そこにどれほどの愛着を持っているかなど、人との関わりへの愛着を豊かにすることが重要だと思います。それが困難を抱えた人への支援や、地域をよりよくする政治参加にもつながっていくので、ここを重視していける条例にできると良いと思います。

【委員】 選挙や政治への若者の関心の希薄さについてお話がありましたが、フィンランドでは投票率が90%以上であると2,3年前に聞いたことがあり、驚きました。

教育はもちろんですが、家庭でも選挙について普段から話をすることで、「自分たちのこの1票は、世の中に対しての意見表明のチャンス」という認識が子どもの頃から根づいているようです。

日本においても、家庭内で選挙について話すような環境が醸成され、例えば、多摩市の若者はみんな選挙や政治に関心があるまちになると良いと思いました。

【委員】 当初は市をよくしたいと思う気持ちから若者会議や市民活動に参加していましたが、徐々にそういった思いで続けているというよりも、結果的に自分が楽しいから活動を続けていたことに気づきました。

市民活動に参加することで知識や知り合いの幅が広がり、地域参加が楽しいと思えるような仕組みを条例に盛り込めたら良いと思いました。

【委員】 「支援」という言葉について、「援助」という言葉と対比して調べてみると、「援助」は全面的なサポート、「支援」は相手の一部に力を貸すことと分かりやすい表現がありました。例えば、多摩市に愛着を持つこと、などテーマを決めて、そのテーマについてこの条例を基にサポートするというイメージが明確になると、話し合う際に、どのようなサポートが必要か考えるようになり、有意義な議論になるのではないかと思います。

【委員長】 個人的に、「支援」という言葉に違和感を持っています。「支援」というよりは「後押し」という表現の方が良いのではと思いました。

【委員】 多摩市のホームページにて3年程前に掲載されたデータによると、2016年住みたい街ランキングで多摩市は71位だったそうですが、ターゲットを決めて取り組むことで住みたい街ランキングが上がっている事例もあるとの情報もあったので、住みたい街ランキングのような指標を上げることを目標とする条例でも良いのではないかと思います。

#### 4 市民意見収集方法の進捗状況について

【委員長】 一通り意見をいただきましたので、次回、意見をベースに作成したたたき台案をもとに、更なる議論をしたいと思います。

では、次第4、市民意見収集方法の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 (資料説明)

以上となります。



【委員長】 何か御質問ありますか。

【委員】 今日話題に出たお子さんのいるおおむね30代の方から意見聴取はしなくてもよろしいのでしょうか。

【事務局】 若者オンラインワークショップ参加者にそういった方がいる可能性はあります。

【委員】 元気がない若者の意見はいかがでしょうか。意見表明は中々難しいと思いますが。

【委員長】 確かに、ワークショップに参加することは難しいかもしれません。

【委員】 ワークショップに参加しないの方の意見は、普段の業務等で接する機会のある皆さんの代弁で補うということですね。分かりました。

【委員長】 若者オンラインワークショップについては、当日の進行役としてご協力いただき委員の方、よろしく申し上げます。このように委員の方に協力してもらって作っていくという手法は、珍しい取組だと思います。

【委員長】 それでは、終了の時刻となりましたので、事務局お願いします。

【事務局】 本日は、ありがとうございました。第5回の会議は、令和3年1月27日水曜日18時から20時、本日より同じ市役所本庁舎301・302会議室での開催となります。御出席のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、終了と致します。

— 了 —